

事務事業評価資料

施策名	きめ細かな雇用就業支援		所管部局課名	産業労働部政策労働局労政福祉課	
事業名	離職者生活安定支援事業		担当者電話番号	労政企画係 078-362-3360	
事業目的	離職者の生活の安定と求職活動に専念する機会の確保を図るため、離職者生活安定資金を供給する。				
事業内容	一般生活資金(限度額100万円、利率1.0%、償還5年以内) 臨時生活資金(限度額30万円、利率1.0%、償還2年5月以内) 緊急特別資金(限度額50万円、利率1.0%、償還2年5月以内) 再就職支援資金(限度額100万円、利率1.0%、償還5年以内)			事業開始年度	昭和53年度
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額	平成21年度当初予算額	平成22年度当初予算額	
	事業費	(1,797 千円) 25,964 千円	(9,125 千円) 112,221 千円	(9,089 千円) 116,826 千円	
	人件費	1,694 千円	1,672 千円	1,641 千円	
	総コスト(+)	27,658 千円	113,893 千円	118,467 千円	
事業の目標	緊急特別資金融資枠の確保 ・経済雇用情勢の悪化に対応して、セーフティネットとして、融資枠は100件分を確保しているが、非自発的離職者が生じないことが望ましいことから、目標値設定にはなじまない。		[目標設定理由] -		
	一般生活資金融資枠の確保 ・経済雇用情勢の悪化に対応して、セーフティネットとして、融資枠は100件分を確保しているが、非自発的離職者が生じないことが望ましいことから、目標値設定にはなじまない。		[目標設定理由] -		
評価結果	必要性	・求職中の非自発的離職者は、収入もなく生活資金には困窮している。 ・非自発的離職者への求職活動中の生活費融資は、民間金融機関では担保不足から融資を受けられないか、高金利の融資が行われる可能性がある。 ・このため、非自発的離職者が安定した生活をおくることができ、求職活動に専念する機会を確保するため、公共による低利融資の供給が必要である。			
	有効性	・平成21年2月23日から、連帯保証人不要の緊急特別資金の創設や一般生活資金等の融資利率の引き下げ(年1.6% 1.0%)等セーフティネットとしての制度充実を図ったことにより、融資実績は増加しており、制度としての有効性も高まっている。 ・なお、経済雇用情勢の改善が見られないことから、平成22年3月31日までの措置としていた拡充措置を1年間延長する。			
	効率性	・県内15ヶ所の店舗網を持ち、貸付審査・債権回収に関する専門知識とノウハウを有する近畿労働金庫への協調倍率方式による預託により、効率的に実施されている。			
	民間・市町との役割分担	・セーフティネットとしての離職者向け低利融資であるため、一般金融機関では実施困難であり、広域的な事業であるため県が実施する必要がある。			
	受益と負担の適正化	・融資対象は会社都合等による非自発的離職者であり、勤労者向けセーフティネットとしての本制度の趣旨から、低利な融資制度としており、適切な受益者負担である。			
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI 負担割合変更 事務改善 その他
説明	平成20年度から、新規融資の預託方式を従来の全額預託方式から金融機関負担を伴う協調倍率方式に変更するなどの見直しを行い、さらに、平成21年2月23日から、経済雇用状況の悪化に伴い、緊急特別資金の創設及び一般生活資金等の融資利率引き下げを行った。 経済雇用情勢が引き続き低迷している中、離職者の生活の安定と求職活動に専念する機会の確保を図るため、拡充措置を1年間延長して実施する。				